

## 埼玉県加須農林振興センター 建設工事請負等業者選定委員会要綱

第 1 条 埼玉県加須農林振興センターが執行する建設工事請負等業者の選定等を適正に行うため埼玉県加須農林振興センター建設工事請負等業者選定委員会（以下「委員会」という。）を置く。

第 2 条 委員会は、工事、委託等の発注に際し指名する建設工事請負等業者の選定及び埼玉県建設工事請負等業者選定委員会の請負業者等の内申に関する事務を所掌する。

- 2 委員会は、公募型指名競争入札に係わる技術審査部会を兼ねる。
- 3 委員会は、一般競争入札に係わる入札参加資格審査委員会を兼ねる。
- 4 委員会は、低入札価格調査制度に係わる入札参加資格審査委員会を兼ねる。
- 5 委員会は、一般競争入札に係わる公告文の内容審査に関する事務を所掌する。

第 3 条 委員会の構成は、次のとおりとする。

会 長	所長
副会長	副所長（農村整備部担当）
委 員	副所長（管理部担当）、副所長（農業支援部担当） 管理部長、整備支援・管理担当部長（G L）、 県営事業担当部長（G L）

第 4 条 会長は、会務を総理し、会長に事故ある時は、副会長がその職務を代行する。

- 2 委員会は、必要があるとき、その都度会長が招集する。
- 3 委員会は、委員の過半数の出席により成立する。
- 4 委員会は、審査に必要があるときは、関係職員の出席を求め、その説明又は意見を聞くことができる。
- 5 会長に事故ある時は、副会長が委員会を招集することができる。

第 5 条 建設工事請負等業者の選定及び内申しようとするときは、県の定める規程、要綱、要領に基づいて選定するものとする。

第 6 条 委員会は、非公開とし、内容又は職務上知り得た秘密は、これを漏らしてはならない。

第 7 条 建設工事請負等業者の選定、内申及び一般競争入札に係わる公告文の内容については、委員会の審議に基づき会長が決定する。

第 8 条 委員会の記録は会議ごとにその審議概要を議事録にまとめ、入札終了後に農村整備部において自由に閲覧できるようにするものとする。

- 2 前項の閲覧を行う期限は閲覧に供した日が属する年度の翌年度4月1日から5年間とする。
- 3 審査資料は前項の期間は保存しなければならない。
- 4 審査資料のうち、埼玉県情報公開条例第10条第2号に規定する「法人その他の団体に関する情報又は事業を営む個人の当該事業に関する情報であつて、公にすることにより、当該法人等又は当該個人の権利、競争上の地位その他正当な利益を害するおそれのあるもの」が記載された資料又は

資料の当該情報は不開示情報のため機密扱いとする。

第 9 条 県営事業担当部長は、業者選定委員会で定めた事項を整理のうえ保管する。

第 10 条 委員会の事務は、農村整備部が行う。

第 11 条 委員会に関する情報公開の事務は、農村整備部が行う。

第 12 条 この要領に定めるもののほか、委員会の運営について必要な事項は、会長が定める。

#### 附 則

この要綱は、平成 23 年 4 月 1 日から実施する。

この要綱は、平成 24 年 4 月 1 日から実施する。

この要綱は、平成 25 年 4 月 1 日から実施する。

この要綱は、平成 26 年 4 月 1 日から実施する。

この要綱は、平成 29 年 4 月 1 日から実施する。

この要綱は、平成 30 年 4 月 1 日から実施する。